

中央消防署移転整備について

中央消防署移転整備について



【現中央消防署】

2 中央消防署整備の方向性

《現在地での建替えの検討》

ア 消防署整備の規模としては、「消防庁舎等の基準」を満たしておらず、敷地狭隘



▲敷地狭隘のため、消防車両と壁・柱の間隔が狭い状況

イ 仮設庁舎が必要（場所及び予算の確保）

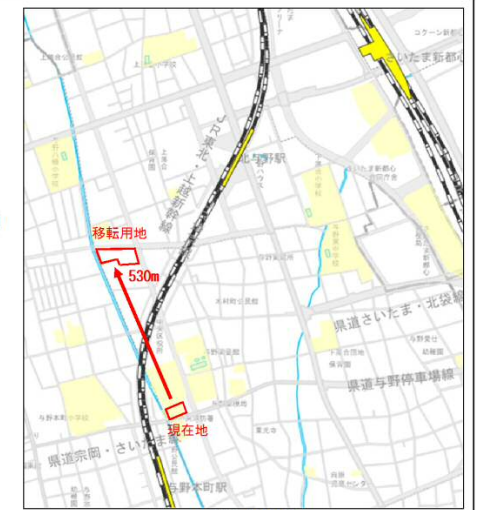
➡ **現在地での建替えではなく、移転による整備**

【参考】「さいたま市消防力整備計画実施計画」（平成23年8月策定）

ア 平成33年度中の供用開始を目標（着手は平成28年度の予定）
イ 現在位置での建て替えを基本とするが、近隣に適地があれば移転も考慮

4 移転候補地の概要

- (1) 所在地：中央区下落合（地番表記） 4-1-1
- (2) 敷地面積：約5,000㎡
- (3) 現況：国有未利用地（国家公務員宿舎）※宿舎3棟あり
- (4) 用途地域：第1種住居地域一部市街化調整区域
- (5) 高さ制限：20m高度地区



【位置図】

1 現状

(1) 中央区の状況

- ア さいたま新都心周辺の高層建築物及び大規模集客施設が立地
- イ JR（埼京線・京浜東北線等）、首都高速道路等の整備、人口密度高い
- ウ 災害態様の複雑・多様化、救急出場件数は増加傾向

(2) 中央消防署

- ア 中央区を管轄する唯一の消防署所（庁舎の老朽化・狭隘）
- イ 昭和40年竣工から50年経過
- ウ 消防署の規模
 - ・敷地面積：1,934㎡
 - ・延べ面積：1,212㎡
- エ 救急隊を2隊運用、合併以降、はしご車を配置、特殊災害補完部隊に指定



【▲現中央消防署車庫】

(3) 「さいたま市消防力整備計画」（平成23年8月策定）

- ア 現在の規模では、消防署としての機能を維持していくことが困難
- イ 老朽化も著しく署所の適正配置を勘案
- ウ 平成32年度までに現在の位置で建替えに着手

3 移転整備による効果

(1) 施設・整備の一新

→「さいたま市消防力整備計画」における署所整備計画に沿う形での整備により、高層マンションや大規模商業施設が立地する中央区における消防体制が充実する

(2) 地域の実情を踏まえた対応

→新都心周辺の政府関係機関、国際的な大規模集客施設、商業、業務機能が集積する地域への対応として、特殊災害対応部隊を設置することで迅速な対応が可能

(3) 訓練スペースの確保

→移転整備によりスペースが確保されることで、特殊災害に対応した訓練や資機材倉庫の整備が可能

(4) 市民等のニーズへの対応

→消防に関する知識、技術の向上に対する市民や事業者へのニーズへの対応として施設や体制等環境整備の充実により、火災予防や防火管理等の普及啓発が図れる

(5) 公共施設再編への活用

→中央消防署の早期移転により、跡地を有効的に活用して公共施設の再編を進めることが可能

5 施設整備概要

- (1) 敷地面積 約5,000㎡
- (2) 延べ面積 2,500㎡（「消防庁舎等の基準」）
- (3) 階層 地上2階建
- (4) 設置施設 消防署庁舎
資機材倉庫
消防訓練塔等

【参考】

- 他の消防署敷地面積
- ・桜消防署 約4,500㎡
 - ・（仮称）見沼区片柳地区消防署 約6,100㎡



▲桜消防署：庁舎



▲桜消防署：屋外訓練場